

## 議案第36号

石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年石垣市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「456,000円」を「483,000円」に、「413,000円」を「438,000円」に、「386,000円」を「409,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中山 義 隆

### 理 由

昨今の原油、原材料価格の上昇に伴う家計への影響及び社会経済情勢等並びに石垣市特別職給料月額改定との均衡を考慮のうえ、石垣市議会の議員の報酬について所要の措置を講ずるため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年石垣市条例第68号）の新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
区分	議員報酬の月額	区分	議員報酬の月額
議長	<u>456,000円</u>	議長	<u>483,000円</u>
副議長	<u>413,000円</u>	副議長	<u>438,000円</u>
議員	<u>386,000円</u>	議員	<u>409,000円</u>